旭川医科大学病院 医薬品採用申請要領

平成23年9月1日

1. 新規採用申請

- (1)別表1に定める対応講座のある診療科(以下「診療科」という。)においては、委員会1回の開催につき2品目の新規採用医薬品を申請*できるものとする。また、別表2に定める専任の教員が配置され診療を担当する中央診療施設等(センター、対応講座のない診療科、薬剤部及び看護部を含む。以下「中央診療施設等」という。)においては、委員会1回の開催につき1品目の新規採用医薬品を申請*できるものとする。
 - ※ 新規採用医薬品の申請分を院外専用薬に振替えて申請することもできる。
- (2)本申請における1品目とは1規格をいい、使用上やむを得ない場合に限り、複数規格の申請ができるものとする。
- (3)原則として一増一減を行うものとする。すでに同種同効薬が複数採用されている場合は、同種同効薬の中から優先的に削除候補を検討するものとする。
- (4)後発医薬品がある場合は、原則として後発医薬品を採用し、一般名処方にて取り扱う。
- (5)申請科は院外専用採用を考慮する。ただし、入院治療に必要不可欠である場合を除く。
- (6) 抗腫瘍薬については、化学療法プロトコル審査委員会の了承を得た上で申請できるものとする。 ただし、緊急一時使用の申請はこの限りではない。

2. 緊急一時採用申請

- (1) 緊急に使用しなければならない医薬品については、緊急一時採用の申請ができるものとする。ただし、院内において申請部局に限って申請予定量を厳守し使用(手書き処方せん・伝票による。)するものとするが、院内全体の感染症の予防及び治療に関わる医薬品は、使用部局の制限はないものとする。また、院外においても使用する場合は、別途院外処方専用の緊急一時採用申請をするものとする。
- (2)採用の可否は、薬事委員会委員長と薬剤部長の合議により決定するものとする。ただし、薬事委員会委員長が薬剤部長の場合は、薬事委員会委員の薬剤部副部長との合議により決定する。
- (3) 使用期間は、原則として2ヶ月間とし、連続2回(4ヶ月間)を超える場合は新規採用申請 を検討するものとする。

3. 院外処方専用申請

診療科及び中央診療施設等(以下「診療科等」という。)は、新規採用申請とは別に院外専用として1品目を申請できるものとする**。院内採用薬を院外専用薬に変更する場合はその限りでない。なお、院外専用薬が処方されている患者が入院となり当該薬が必要となった場合は、緊急一時採用申請できるものとする。

※ 診療科等は新規採用医薬品申請から振替えた院外専用薬を含めれば、診療科は3品目、中央診療施設等は2品目までを上限とする。

4. 申請範囲

(1)緩和ケア診療部における申請範囲は、患者の疼痛緩和を目的とした医薬品の申請に限るもの

とする。

- (2) 臨床検査・輸血部における申請範囲は、輸血・採血に関する医薬品とする。
- (3) 手術部における申請範囲は、手術に関する医薬品とする。
- (4)薬剤部における申請範囲は、病院全体で使用する医薬品及び製剤原料としての医薬品、製造中止又は剤形変更となった場合の代替医薬品、その他調剤等の薬剤業務に必要な医薬品とする。なお、院内製剤品が市販化された場合は、当該院内製剤品を削除候補として新規採用申請をするものとする。
- (5) 看護部における申請範囲は、看護業務に関連する医薬品とする。

5. 既採用医薬品の変更

既採用医薬品に相当する後発医薬品が発売された場合、原則として後発医薬品への切り替えを 行う。この際、必ずしも適応症が同一であるかは問わないものとする。ただし、治療において適 応症が一致しない場合は先発医薬品の使用を認める。

6. 既採用医薬品の削除

- (1)既採用院内医薬品は、別途指定する医薬品(解毒剤等)を除き、年1回採用医薬品を見直すほか、過去一年間にわたり院内での使用実績がない場合は、削除または院外専用薬とする。なお、削除された医薬品の使用が改めて必要となった場合は、本要領により新規に採用申請を行うものとする。
- (2) 新規採用後, 6 か月以上未使用の院内採用医薬品については, 原則, 削除することとする。 なお, 削除された医薬品の使用が改めて必要となった場合は, 本要領により新規に採用申請を 行うものとする。
- (3)院外専用薬として新規採用後、2年を経過しても未使用の場合は原則、削除とする。なお、削除された医薬品の使用が改めて必要となった場合は、本要領により新規に院外専用採用申請を行う。

7. その他

この要領に定めるもののほか, 医薬品の採用に関し必要な事項は,「旭川医科大学病院 新規 医薬品採用基準」によるものとする。

附則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

附則

- この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から実施し、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。 附 則
- この要領は、平成 25 年 3 月 11 日から実施し、平成 24 年 11 月 14 日から適用する。 附 則
- この要領は、平成 27 年 9 月 14 日から実施し、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。 附 則
- この要領は、平成 30 年 11 月 19 日から実施し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。 附 則

- この要領は、令和3年1月25日から実施し、令和3年1月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和5年5月29日から実施し、令和5年5月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和5年9月19日から実施し、令和5年10月1日から適用する。

【別表1】(診療科)

内科(循環器・腎臓)	内科(呼吸器・脳神経)	内科
		(内分泌・代謝・膠原病)
内科 (消化器)	内科 (血液)	精神科神経科
小児科	外科(血管・呼吸・腫瘍)	外科 (心臟大血管)
外科 (肝胆膵・移植)	外科 (消化管)	整形外科
皮膚科	泌尿器科	眼科
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	産科婦人科	放射線科
麻酔科蘇生科	脳神経外科	歯科口腔外科
救急科	形成外科	

【別表2】(中央診療施設等)

リハビリテーション科	集中治療部	総合診療部
周産母子センター	腫瘍センター	緩和ケア診療部
乳腺疾患センター	透析センター	臨床検査·輸血部
手術部	医療安全管理部	感染制御部
薬剤部	看護部	

旭川医科大学病院 新規医薬品採用基準

平成 27 年 9 月 14 日 令和 3 年 1 月 25 日改定

1. 同一成分の医薬品

既存の採用医薬品と同一成分・剤形・規格である医薬品は、原則として新規の採用は行わないものとする。なお、後発医薬品が採用された場合、先発医薬品は院外処方専用薬として残すことができるものとする。

2. 同効·同種医薬品

- (1) 同効・同種の医薬品が既に採用されている場合は、原則として新規の採用は行わないものとする。ただし、薬品の評価、副作用、剤形の適否、経済性を考慮する場合はこの限りではない。
- (2) 新規同薬効医薬品において複数社で発売されている場合で比較評価が必要な場合は、期間限定で各社製品の採用を認める。ただし、比較評価終了後、申請科は責任を持って1品目に決定する。

3. 複数規格の申請があった場合

原則として1銘柄1規格のみの採用とするが、使用上やむを得ない場合は、複数規格の採用 もできるものとする。

4. 同時に二社以上のメーカーから発売されている場合

同一成分・剤形・規格の医薬品で、同時に二社以上から販売され、診療科等から一社の製品の みの申請が出された場合は、下記により取り扱う。

- ① 1規格だけの場合は、院内採用薬を価格競争により銘柄決定する。 複数の規格がある場合は、薬事委員会において採用する医薬品及びその規格を決定し、可能な限り銘柄は統一するものとする。
- ② 安全性を考慮し、名称及び外観の類似性の評価を行う。また、オーダ名称については一般 名処方とする。
- ③ 治験を行っていた場合は、採用に当たって考慮するものとする。

5. 高価格医薬品の採用

主に外来で使用される緊急性の低い高薬価医薬品は院内在庫を持たず、使用確定時に必要量のみを購入し運用することを条件に採用を考慮する。